第四節　公設事務所の設置、廃止等

（公設事務所の設置の要請及び地域の選定）

第二十条　本会は、弁護士会から本会及びその弁護士会が属する弁護士会連合会に対して公設事務所の設置を求める旨の要請があった場合であって、会長が適当と認めるときは、当該弁護士会連合会の承認を得、理事会の決議を経て、当該地域を公設事務所を設置する地域として選定し、弁護士会及び弁護士会連合会との間で三者協定を締結する。

2　公設事務所を設置する地域は、前項の理事会の決議の日において、次の各号に掲げる地域のいずれかに該当するものでなければならない。

一　第一種弁護士過疎地域

二　次に掲げる地域であって、会長が特に公設事務所を設置する必要があると認める地域

イ　第二種弁護士過疎地域

ロ　地方裁判所の本庁又は支部の管轄区域に該当する地域であって、当該地域に所在する法律事務所の数が十一以上である場合において、弁護士が病気療養その他の理由により弁護士業務を行っていないなどの事情があって、第二種弁護士過疎地域に準ずると認められる地域

（三者協定）

第二十一条　三者協定においては、次に掲げる事項を定め、書面に記載しなければならない。

一　公設事務所の設置及び運営に関する事項

二　公設事務所を設置する地域

三　公設事務所の名称（「ひまわり基金」の文字を用いたものでなければならない。ただし、本会ら三者が特別の事情があると認めるときは、本会ら三者が適当と認めるものとすることができる。）

四　公設事務所弁護士及びその候補者の選定に関する事項

五　公設事務所支援委員会の設置、その委員の選任その他必要な事項

（公設事務所弁護士候補者の選定、契約の締結及び公設事務所の設置）

第二十二条　公設事務所支援委員会は、公設事務所弁護士の候補者の公募に応募した者のうち、第十三条に規定する要件をいずれも満たし、公設事務所弁護士としてふさわしいと認める者を選定する。

2　公設事務所支援委員会は、公設事務所弁護士の候補者を選定したときは、本会ら三者に報告しなければならない。

3　会長は、前項に規定する報告を受けた場合であって、相当と認めるときは、当該候補者を公設事務所弁護士の候補者として承認する。

4　本会ら三者は、前項の規定により承認された候補者につき設置弁護士会及び設置弁護士会連合会の承認があったときは、当該候補者との間において、当該候補者が公設事務所を設置する予定日、設置場所、公設事務所弁護士の任期その他必要な事項を約定した契約（以下「四者契約」という。）を締結し、契約書を作成する。

5　前項の場合において、当該候補者が弁護士法人であるときは、公設事務所に常駐する社員は、当該候補者と共に四者契約の当事者となって、当該社員の公設事務所における義務について約定しなければならない。

6　四者契約においては、前条第三号の規定に反しない限り、三者協定で定めた公設事務所の名称を変更することができる。

7　弁護士法人である公設事務所弁護士（候補者を含む。）は、当該公設事務所に常駐する社員を交代させようとするときは、公設事務所支援委員会を経て、あらかじめ本会ら三者の承諾を求めなければならない。この場合において、本会ら三者が承諾したときは、当該公設事務所弁護士及び新たに常駐する社員は、本会ら三者との間で、新たに常駐する社員が前任の社員から当該公設事務所における義務を引き継ぐ旨を書面により合意しなければならない。

8　四者契約を締結した候補者は、四者契約で定めるところに従い公設事務所を設置し、独立して運営する。

（後任の公設事務所弁護士の選定、公設事務所の引継ぎ等）

第二十三条　本会ら三者は、公設事務所弁護士が退任するに際しては、公設事務所支援委員会に公募による後任の公設事務所弁護士の候補者の選定を行わせ、公設事務所の存続を図る。この場合においては、当該後任の公設事務所弁護士が任期の満了又は辞任により退任した後も、当該地域において弁護士又は弁護士法人の職務を継続することを条件とすることができる。

2　前条の規定は、後任の公設事務所弁護士の候補者について準用する。この場合において、前条第六項中「前条第三号の規定に反しない限り」とあるのは「公設事務所の名称の同一性を失わない範囲において、前条第三号の規定に反しない限り」と読み替えるものとする。

3　後任の公設事務所弁護士は、前任の公設事務所弁護士が在任中に受任した訴訟事件その他の法律事務、当該公設事務所の設備、契約関係等であって引継ぎの対象としたもの（公設事務所支援委員会の意見により引継ぎの対象としたものを含む。）の引継ぎを受けなければならない。

（公設事務所の廃止）

第二十四条　本会ら三者は、公設事務所弁護士が任期の満了又は辞任により退任した後も当該地域において弁護士又は弁護士法人の職務を継続するときは、前条の規定にかかわらず、公設事務所を廃止する。ただし、新たに当該地域において公設事務所を設置することを妨げない。

2　本会ら三者は、公設事務所弁護士が退任する場合であって、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当するときは、合意により、公設事務所を廃止することができる。この場合において、本会ら三者は、書面による合意により三者協定を終了させる。

一　当該地域が第一種弁護士過疎地域に該当しない場合（当該公設事務所を廃止した場合に第一種弁護士過疎地域に該当することとなる場合を除く。）であって、公設事務所支援委員会及び設置弁護士会の意見を聴いて、当該公設事務所を存続させる必要がないと認めたとき。

二　当該公設事務所を存続させることが著しく困難であると認められる特段の事情があるとき。

3　退任する公設事務所弁護士は、前項の規定により公設事務所が廃止される場合には、公設事務所支援委員会を経て、本会ら三者に対し、公設事務所における業務等に関する必要な事項を報告し、本会ら三者及び公設事務所支援委員会との間で、公設事務所を廃止した後の処理について協議しなければならない。

4　本会ら三者は、前項に規定する協議の結果、必要があると認めるときは、退任する公設事務所弁護士の業務等の引継ぎを受ける弁護士又は弁護士法人の選定その他必要な措置をとることができる。この場合においては、必要な範囲において、基金から援助金その他の必要な支出をすることができる。

5　本会ら三者及び公設事務所支援委員会は、公設事務所の廃止に際しては、退任する公設事務所弁護士に対し、依頼者その他の関係人に不利益を与えることのないよう、必要な指導をする。

6　退任する公設事務所弁護士は、公設事務所が廃止されたときは、本会ら三者及び公設事務所支援委員会の求める事項を速やかに報告しなければならない。

第五節　公設事務所弁護士に対する援助等

（公設事務所弁護士に対する援助金）

第二十五条　公設事務所弁護士（第二号に掲げる援助金にあっては、第十六条第二項第七号に規定する場合の退任後の公設事務所弁護士を含む。次項において同じ。）に対して本会が行う援助は、次の各号に掲げる援助金を基金から支出して行い、それぞれの金額については、当該各号に定める額とする。

一　公設事務所の設置に係る費用に対する開設費援助金　五百万円（後任の公設事務所弁護士の場合にあっては、引継ぎを受ける施設等がないなどの事情により設置に係る費用が低廉とならない特段の事情がある場合を除き、三百万円）の範囲内で必要と認める額及び公設事務所の施設を賃借するために要する敷金、仲介手数料その他の費用（賃料を除く。）のうち必要と認める額

二　公設事務所の運営に係る経費に対する運営費援助金　一月一日から十二月三十一日までの一年当たり千万円（当該公設事務所の運営状況その他の事情により特に必要があると公長が認めるときは、一年当たり千二百万円）の範囲内で、対象となる期間における収入から運営に係る経費に七百二十万円を加えた額を控除したときに生じる欠損額のうち、援助することが相当と認める額

2　前項各号の援助金の給付を受けようとする公設事務所弁護士及び次項又は第四項第二号の規定による仮の給付を受けた公設事務所弁護士は、開設費援助金にあっては公設事務所の設置から三か月を経過した後速やかに、運営費援助金にあっては対象となる期間の経過後四か月以内に、それぞれの支出を証する資料を添付して、書面により申請しなければならない。この場合においては、退任後に申請することを妨げない。